

## 支援学校中学部 音楽

### 解答についての注意点

- 1 問題は、特別支援教育に関する大問 **4**、教科等に関する大問 **1**～大問 **3** の各問題から構成されています。
- 2 解答用紙は、記述式解答用紙とマーク式解答用紙の2種類があります。
- 3 大問 **1**～大問 **2** については、記述式解答用紙に、大問 **3**～大問 **4** については、マーク式解答用紙に記入してください。
- 4 解答用紙が配付されたら、まずマーク式解答用紙に受験番号等を記入し、受験番号に対応する数字を、鉛筆で黒くぬりつぶしてください。  
記述式解答用紙は、全ての用紙の上部に受験番号のみを記入してください。
- 5 大問 **3**～大問 **4** の解答は、選択肢のうちから、問題で指示された解答番号の欄にある数字のうち一つを黒くぬりつぶしてください。  
例えば、「解答番号は  」と表示のある問題に対して、「**3**」と解答する場合は、解答番号  の欄に並んでいる ① ② ③ ④ ⑤ の中の ③ を黒くぬりつぶしてください。
- 6 間違ってぬりつぶしたときは、消しゴムできれいに消してください。二つ以上ぬりつぶされている場合は、その解答は無効となります。
- 7 その他、係員が注意したことをよく守ってください。

指示があるまで中をあけてはいけません。



1 これから放送されるア～カの音楽や楽器の音を聴いて、次の（１）～（３）の問いに答えよ。

（１）ア～エの楽曲名と作曲者名を記せ。なお、解答用紙の「」に、必要な事項を記入すること。

（２）① オの曲名を記せ。

② オで使用されている楽器名を３つ記せ。

（３）カの楽器に関連のある国または地域を下の語群 A～F から一つ選び、解答用紙に記号で記せ。また、この楽器名を記せ。

（語群）	A オーストラリア	B 東南アジア	C ロシア
	D 西アフリカ	E モンゴル	
	F ブリテン諸島（アイルランド・スコットランド・ウェールズ・コーンウォールなどを含む）		

2 次の(1)～(2)の問いに答えよ。

(1) 次の楽譜は、シベリウス作曲の交響詩「フィンランディア」の一部分を4分の4拍子にしたものである。この楽譜を用いてリコーダー合奏用の楽譜を作成する。使用する楽器は、ソプラノリコーダー、アルトリコーダーとし、解答用紙の五線譜に記入せよ。なお、フルートをソプラノリコーダーのパートとして、オーボエをアルトリコーダー2のパートとして、クラリネットをアルトリコーダー1のパートとする。また、調性は、ト長調に移調すること。

The image shows a musical score for three woodwind instruments: Flute, Oboe, and Clarinet in Bb. The score is in 4/4 time and has been transposed to C major. The key signature has three flats (Bb, Eb, Ab) and the time signature is 4/4. The score is divided into three systems, with measure numbers 5 and 9 indicated at the beginning of the second and third systems respectively.

System 1 (Measures 1-4):

- Flute: Treble clef, 4/4 time, key signature of three flats. Notes: G4 (quarter), A4 (quarter), Bb4 (quarter), C5 (quarter), Bb4 (quarter), A4 (quarter), G4 (quarter), F4 (quarter), E4 (quarter), D4 (quarter), C4 (half).
- Oboe: Treble clef, 4/4 time, key signature of three flats. Notes: G4 (quarter), A4 (quarter), Bb4 (quarter), C5 (quarter), Bb4 (quarter), A4 (quarter), G4 (quarter), F4 (quarter), E4 (quarter), D4 (quarter), C4 (half).
- Clarinet in Bb: Treble clef, 4/4 time, key signature of three flats. Notes: G4 (quarter), A4 (quarter), Bb4 (quarter), C5 (quarter), Bb4 (quarter), A4 (quarter), G4 (quarter), F4 (quarter), E4 (quarter), D4 (quarter), C4 (half).

System 2 (Measures 5-8):

- Fl. (Flute): Treble clef, 4/4 time, key signature of three flats. Notes: G4 (quarter), A4 (quarter), Bb4 (quarter), C5 (quarter), Bb4 (quarter), A4 (quarter), G4 (quarter), F4 (quarter), E4 (quarter), D4 (quarter), C4 (half).
- Ob. (Oboe): Treble clef, 4/4 time, key signature of three flats. Notes: G4 (quarter), A4 (quarter), Bb4 (quarter), C5 (quarter), Bb4 (quarter), A4 (quarter), G4 (quarter), F4 (quarter), E4 (quarter), D4 (quarter), C4 (half).
- Cl. (Clarinet in Bb): Treble clef, 4/4 time, key signature of three flats. Notes: G4 (quarter), A4 (quarter), Bb4 (quarter), C5 (quarter), Bb4 (quarter), A4 (quarter), G4 (quarter), F4 (quarter), E4 (quarter), D4 (quarter), C4 (half).

System 3 (Measures 9-10):

- Fl. (Flute): Treble clef, 4/4 time, key signature of three flats. Notes: G4 (quarter), A4 (quarter), Bb4 (quarter), C5 (quarter), Bb4 (quarter), A4 (quarter), G4 (quarter), F4 (quarter), E4 (quarter), D4 (quarter), C4 (half).
- Ob. (Oboe): Treble clef, 4/4 time, key signature of three flats. Notes: G4 (quarter), A4 (quarter), Bb4 (quarter), C5 (quarter), Bb4 (quarter), A4 (quarter), G4 (quarter), F4 (quarter), E4 (quarter), D4 (quarter), C4 (half).
- Cl. (Clarinet in Bb): Treble clef, 4/4 time, key signature of three flats. Notes: G4 (quarter), A4 (quarter), Bb4 (quarter), C5 (quarter), Bb4 (quarter), A4 (quarter), G4 (quarter), F4 (quarter), E4 (quarter), D4 (quarter), C4 (half).



3 「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第2章 第5節 音楽」に関する内容について、以下の（1）～（2）の問いに答えよ。

（1）「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第2章 第5節 音楽 第2 各学年の目標及び内容（第1学年）」について、以下のA～Cの問いに答えよ。

A 次に示す空欄（ア）、（イ）に当てはまる語句として適切なものを1～5から一つ選べ。

解答番号は

第2 各学年の目標及び内容（第1学年）  
1 目標  
(1) 曲想と（ア）などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な（イ）を身に付けるようにする。

- |   |   |                 |   |             |
|---|---|-----------------|---|-------------|
| 1 | ア | 音楽の構造や文化的・歴史的背景 | イ | 技能          |
| 2 | ア | 音楽の構造           | イ | 歌唱、器楽、創作の技能 |
| 3 | ア | 構造や文化的・歴史的背景    | イ | 歌唱、器楽、創作の技能 |
| 4 | ア | 音楽の構造や歴史的背景     | イ | 技能          |
| 5 | ア | 音楽の構造や文化的・歴史的背景 | イ | 歌唱、器楽、創作の技能 |

B 次に示す空欄に当てはまる語句として適切なものを1～5から一つ選べ。

解答番号は

第2 各学年の目標及び内容（第1学年）  
2 内容  
A 表現  
(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  
ウ 次の（ア）及び（イ）の技能を身に付けること。  
（ア）（ ）  
（イ） 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の声などを聴きながら他者と合わせて歌う技能

- 1 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能
- 2 曲にふさわしい発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能
- 3 他者との調和を意識して歌う技能
- 4 創意工夫を生かした表現で歌うために曲にふさわしい発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能
- 5 表現形態の特徴を生かして歌う技能

C 次に示す空欄に当てはまる語句として適切なものを1～5から一つ選べ。

解答番号は

第2 各学年の目標及び内容 (第1学年)

2 内容

〔共通事項〕

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

イ 音楽を形づくっている ( )。

- 1 要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて考えること
- 2 要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること
- 3 要素や要素同士の関連を知覚し、音楽における働きと関わらせて考えること
- 4 要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること
- 5 要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて理解すること

(2)「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第2章 第5節 音楽 第3 指導計画の作成と内容の取扱い」について、以下のA～Cの問いに答えよ。

A 次に示す空欄（ア）、（イ）に当てはまる語句として適切なものを1～5から一つ選べ。

解答番号は

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、（ア）など、（イ）こと。

- 1 ア 音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働する  
イ 音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりする
- 2 ア 音楽的な見方・考え方を働かせ、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりする  
イ 思考し、表現する一連の過程を大切にした学習の充実を図る
- 3 ア 音楽的な見方・考え方を働かせる  
イ 各科目の特質に応じた学習の充実を図る
- 4 ア 各科目における見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりする  
イ 思考、判断し、表現する一連の過程を大切にした学習の充実を図る
- 5 ア 音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりする  
イ 思考、判断し、表現する一連の過程を大切にした学習の充実を図る

B 次の空欄に当てはまる適切な語句を1～5から一つ選べ。解答番号は

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。  
エ 生徒が様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、( ) 指導を工夫すること。

- 1 文化施設、社会教育施設、地域の文化財等を活用できるよう
- 2 情報通信ネットワークを積極的に活用できるよう
- 3 学校の実態に応じて学校図書館を活用できるよう
- 4 地域の人材の協力を求めることができるよう
- 5 コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう

C 次の空欄に当てはまる適切な語句を1～5から一つ選べ。解答番号は

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (3) 各学年の「A表現」の(2)の器楽の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。  
イ 生徒や学校、地域の実態などを考慮した上で、指導上の必要に応じて( ) こと。なお、3学年間を通じて1種類以上の和楽器を取り扱い、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること。

- 1 我が国及び諸外国の様々な音楽を適宜用いる
- 2 和楽器、弦楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いる
- 3 和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いる
- 4 我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽を適宜用いる
- 5 和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器を適宜用いる

大阪府では、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記とし、「障がい」としています。問題中では、機関・団体の名称等の固有名詞や、法令や文献等からの引用部分については、もとの「障害」の表記にしています。

4 特別支援教育に関する法令や近年の動向について、次の(1)～(8)の問いに答えよ。

(1) 次の文は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月施行)第一条である。空欄ア～エに当てはまる正しい語句の組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

(目的)

第一条 この法律は、 (昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながらする社会の実現に資することを目的とする。

	ア	イ	ウ	エ
1	発達障害者支援法	社会生活	独立行政法人	共生
2	障害者基本法	平等権	行政機関	支援
3	発達障害者支援法	基本的人権	地方公共団体	共生
4	障害者基本法	平等権	地方公共団体	支援
5	障害者基本法	基本的人権	行政機関	共生

(2) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について(通知)」(平成29年4月 文部科学省)の(5)小学部・中学部における主な改善事項④「一人一人に応じた指導の充実」では、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障がいの特性等に応じた指導上の配慮を充実させることを示した。次に示す指導上の配慮は、特に、どの障がい種別にあたるか。正しいものを1～5から一つ選べ。解答番号は

障がいの特性等に応じた指導上の配慮	障がい種別
間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫	<input type="text" value="ア"/>
体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成	<input type="text" value="イ"/>
音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実	<input type="text" value="ウ"/>
空間や時間の概念形成の充実	<input type="text" value="エ"/>

	ア	イ	ウ	エ
1	聴覚障害	視覚障害	病弱	肢体不自由
2	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	病弱
3	病弱	肢体不自由	聴覚障害	視覚障害
4	病弱	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由
5	視覚障害	聴覚障害	病弱	肢体不自由

(3) 次の各文は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(平成29年4月告示)の記述である。  
次の①、②の問いに答えよ。

① 「第7章 自立活動」について、正しく述べられているものの組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア 「目標」は、個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことである。

イ 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、リズムの特徴や曲の雰囲気を感じ取り、体を動かすことについての思いや意図をもつこと。

ウ 自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。

エ 日常生活や社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しむことができるようにする。

オ 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。

- 1 アーウ
- 2 イーエ
- 3 アーウーオ
- 4 イーウーエ
- 5 アーイーウ

② 次の各文は、自立活動の「内容」の記述の一部である。記述中の空欄ア～オに当てはまる正しい語句の組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

1 健康の保持

2 心理的な安定

3

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び  の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の  と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

	ア	イ	ウ	エ	オ
1	人間関係の形成	環境の把握	保有感覚	身体の動き	理解
2	個人と他者	環境の把握	保有感覚	安全な生活	理解
3	人間関係の形成	体験学習	保有感覚	安全な生活	受容
4	人間関係の形成	環境の把握	代行手段	身体の動き	受容
5	個人と他者	体験学習	代行手段	身体の動き	理解

(4) 次の各文は、「学校教育法」(平成30年6月一部改正)の「第八章 特別支援教育」の条文である。  
正しいもののみをすべてあげているのはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

イ 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。

ウ 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、都道府県教育委員会が定める。

エ 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

オ 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

- 1 アーイーエ
- 2 イーウーオ
- 3 アーイーエーオ
- 4 アーウーエーオ
- 5 アーイーウーエーオ

(5) 次の文は、「発達障害者支援法」(平成28年6月一部改正) 第八条の一部である。文中の空欄ア～エに当てはまる正しい語句の組合せはどれか。1～4から一つ選べ。解答番号は

国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者を含む。以下この項において同じ。）が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、の作成（教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。）及びの作成の推進、の防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じるものとする。

	ア	イ	ウ	エ
1	大学	個別の教育支援計画	個別の指導に関する計画	差別
2	中等教育学校	個別の教育支援計画	個別の指導に関する計画	いじめ
3	中等教育学校	個別の指導に関する計画	個別の教育支援計画	差別
4	大学	個別の指導に関する計画	個別の教育支援計画	いじめ

(6) 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月 文部科学省）について、次の①、②の問いに答えよ。

① 「2 学習評価の主な改善点について」、空欄ア～エに当てはまる正しい語句の組合せはどれか。  
1～5から一つ選べ。解答番号は

高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における各教科・科目の評価について、学習状況を  に捉える観点別学習状況の評価と、これらを  に捉える評定の両方について、学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき学校が地域や  に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を評価する、目標に  した評価として実施することを明確にしたこと。

	ア	イ	ウ	エ
1	個別的	作業的	生徒の実態	準拠
2	職業的	客観的	家庭の状況	配慮
3	個別的	総括的	家庭の状況	準拠
4	分析的	客観的	キャリア教育	配慮
5	分析的	総括的	生徒の実態	準拠

② 「3 指導要録の主な改善点について」、空欄ア～ウに当てはまる正しい語句の組合せはどれか。  
1～5から一つ選べ。解答番号は

特別支援学校（知的障害）各教科については、特別支援学校の新学習指導要領において、小・中・高等学校等との  を重視する観点から小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す  の三つの柱で目標及び内容が整理されたことを踏まえ、その学習評価においても観点別学習状況を踏まえて  を行うこととしたこと。

	ア	イ	ウ
1	生きる力	資質・能力	自由記述
2	学びの連続性	資質・能力	文章記述
3	横断的学習	資質・能力	文章記述
4	学びの連続性	改善・克服	特技の記述
5	生きる力	改善・克服	自由記述

(7) 次の各文は、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成27年12月中央教育審議会答申)のこれからの時代の教員に求められる資質能力について述べたものである。正しい記述のみをすべてあげた組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア これまで教員として不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力などが必要である。

イ 子供たち一人一人がそれぞれの夢や目標の実現に向けて、自らの人生を切り開くことができるよう、これからの時代に生きる子供たちをどう育成すべきかについての目標を組織として共有し、その育成のために確固たる信念をもって取り組んでいく姿勢が必要である。

ウ アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量を高めることが必要である。

エ 学校安全への対応、幼小接続をはじめとした学校間連携等への対応が必要である。

オ 「チーム学校」の考えの下、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力の醸成が必要である。

- 1 ア－イ－ウ
- 2 イ－ウ－オ
- 3 ア－イ－ウ－エ
- 4 ア－ウ－エ－オ
- 5 ア－イ－ウ－エ－オ

(8) 「大阪の支援教育」(令和元年度版 大阪府教育庁)において、述べられている大阪府の支援教育の現状のうち、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 大阪府では、すべての幼児児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、支援学校などで、一人ひとりのニーズに応じた教育を行っている。
- 2 平成30年度の大阪府における小・中・義務教育学校への支援学級設置校率は、他府県と比較して高い。
- 3 支援学校(小・中学部)に在籍する児童生徒は、支援学級に在籍する児童生徒より多い。
- 4 学齢期の子どもが減少しているが、支援学校・支援学級に在籍する児童生徒は増加している。
- 5 障がいの重度・重複化など、障がいのある子どもの教育を取り巻く状況の変化に伴い、幼児児童生徒や保護者の意識やニーズが多様化している。

